

10. 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関すること

経緯

障害者総合支援法が施行され、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、次の目標が定められた。

- ① 障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。
- ② 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
- ③ サービスを利用する人々もサービス利用料と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。
- ④ 就労支援を抜本的に強化する。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

上記 5 項目を念頭に、障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営は、木曾広域連合で行うものとなった。

現状と課題

認定審査会は 1 合議体とし、緊急案件がある場合を除いて、毎月 1 回の開催としている。

平成 20 年度から平成 23 年度までの認定者数は延べ 292 名であり、審査会における二次判定変更者数は、重度への変更が 121 件であった。

今後の方針

障がい者施策の動向を分析し、適正な認定を実施していく。

施策

- ① 支援給付の支給決定者である町村との連携
- ② 適切な審査会の運営

■ 障害程度区分認定者

年度	非該当	区分						合計	変更者数	
		1	2	3	4	5	6		重度へ	軽度へ
20 年度	0	2	10	11	9	20	17	69	28	0
21 年度	0	6	26	25	12	10	10	89	41	0
22 年度	0	1	18	6	10	9	4	48	20	0
23 年度	0	4	4	17	12	24	25	86	32	0